

富田警蔵ヨリ

事業ノ都合ト稱スルモ其レハ表面上ノ理由ニシテ其ノ裏面ニハ何等カノ意図アル旨ヲ説ク労働組合存在ノ手段ニ過キスト及駁シ結局交渉不調ニ終レリ

ニ推 後

會社側ニ在リテハ本企テハ全ク事業經營上ノ都合ニ依ルモノト稱シ頭ハ強硬ナル態度ヲ採リ若シ従業員カ之ニ應セサルトスハ職首ヲ取テ辭セサルモノ、如ク又労働組合側ニアリテハ支那長ヲ念ム七名ノ組合員ヲ分割セラルトキハ残余十四名ノ組織ハ自出潰滅スル虞アリト、見送リシ有リ相當執拗ニ抗争セムトスル模様アルニ依テテ解決途ニハ相當曲折ヲ免レズ

八警察事故 十

右及中(通)報候也

勞務芽四五二號

昭和十二年三月三日

警視總監 横山助成

内務大臣 河原田稼吉 殿
社 會 局 長 官 殿

日本五木トイト株式会社労働争議ニ関スル件(第一報) 解決

要旨 本末互負態度頗強硬ニシテ五報ニ至ル前次争議敗化セシ上ニ依テシテ之ニ強ク折向消解

三篇著ニシテ分頁ニ依リ前後三篇ニ分ルニシテ新報社ニ送リタル後三篇ニ分リテ送リタル事

作業ノ一部ヲ姉妹會社ニ移転シ体ヲ従業員八名ノ転勤問題ニ始メテ去ル一月一日標記會社ニ労働争議発生シタルトシテ同ノテハ既報ノ通りカ内七名ノ労働組合ニ加盟シ居レシ従業員

